令和6年度福島県立高等学校入学者選抜における月経随伴症状等 による体調不良により検査等を欠席した者の取扱いについて

このことについて、次のとおり対応することとしましたので、お知らせします。

1 追検査等の実施

前期選抜及び連携型選抜、外国人生徒等に係る特別枠選抜において、月経随伴症状等による体調不良により、検査等の全部又は一部を欠席した者については、「インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者」に含め、追検査等受験の可否に係る協議の対象とします。

実施日や内容等は、各高等学校の募集要項で確認してください。

各選抜における検査等を、全部又は一部欠席した場合は、必ず中学校に連絡をしてください。

なお、追検査等受験の手続きにおいては、「インフルエンザ等学校感染症以外の疾病 や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者」と同様に、医師による 診断書が必要となります。

※ 選抜の一部が未完了となった者について

早退等により、学力検査や面接等、受験するはずだった選抜の内容のすべてを終了できず、選抜の一部が未完了となった場合で、追検査等の対象となる志願者は、受験できた内容のみで合格判定されることを希望するか、追検査等を受験することを希望するか選択することが可能です。

選抜の一部が未完了となった場合は、必ず中学校に連絡をしてください。

2 その他

月経随伴症状等による体調不良に限らず、体調不良等の場合、選抜当日に別室を準備 します。

別室での受験を希望する場合は、速やかに中学校に連絡をしてください。